

議案第6号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 第1条 新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇) 第15条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(21) (略)</p>	<p>(特別休暇) 第15条 (略)</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は中学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(15)～(21) (略)</p>

議案第6号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 第2条 新旧対照表

新	旧
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分を下らず、31時間までの範囲内</u>において、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員 (以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間までの範囲内</u>において、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間を下らず、32時間を超えない範囲内</u>において、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員 (以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間を超えない範囲内</u>において、任命権者が定める。</p> <p>5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日 (勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該</p>

育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところによ

育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、規則の定めるところにより、勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間

り、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第13条 年次休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) （略）

2・3 （略）

（特別休暇）

第15条 （略）

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(20) （略）

(21) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活

を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次休暇）

第13条 年次休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) （略）

2・3 （略）

（特別休暇）

第15条 （略）

2 職員は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める期間、特別休暇を受けることができる。

(1)～(20) （略）

(21) 夏季において心身の健康の維持及び増進又は家庭生活

の充実を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

（非常勤職員の勤務時間等）

第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、管理者の承認を得て、任命権者が定める。

の充実を図る場合 一の年度の7月から9月までの期間（以下この号において「取得期間」という。）内において8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数）の範囲内の期間。ただし、任命権者は、公務の運営上特に必要と認めるときは、取得期間を変更することができる。

（非常勤職員の勤務時間等）

第18条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、管理者の承認を得て、任命権者が定める。